

# 改善策の取組状況

---



令和4年4月  
出入国在留管理庁

# 改善策の取組状況①

調査報告書で示された改善策		取組状況	
①	「出入国在留管理の使命と心得」（仮称）の策定	全職員及び外部有識者の意見を集約して、「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定	実施済
②	名古屋局における組織・運用改革	非常勤医師の増員、看守勤務体制の強化、被収容者の健康状態等に関する情報共有の再徹底等	実施済
③	被収容者の体調等をより正確に把握するための通訳等の活用	診療等において、原則として通訳人又は翻訳機器を用いるよう指示（収容施設のある全官署（17官署）に翻訳機器配備済み）	実施済
④	収容施設の性質等を踏まえた計画的で着実な医療体制の強化	医師・学識経験者・弁護士による外部有識者会議において、提言の取りまとめ	実施済
⑤	救急対応に係るマニュアルの整備と研修の強化	各官署の現場職員及び医療従事者の意見を集約して、被収容者に対する救急対応マニュアルを作成	実施済
⑥	過去の再発防止策の実施状況の点検と再徹底	各官署の実施状況を点検の上、改めて再徹底を指示	実施済
⑦	体調不良者の仮放免判断に係る新たな運用指針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者等の意見も踏まえた具体的な仮放免判断の運用指針を作成</li> </ul>	実施済
⑧	体調不良者等の収容継続の可否を本庁がチェックする仕組み		
⑨	被仮放免者に関する民間団体との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携の対象先として適当な民間団体の情報収集</li> <li>・連携に向けて複数の民間団体と協議を実施</li> </ul>	取組中
⑩	本庁における情報提供窓口及び監察指導部署の設置	「出入国在留監査指導室」を設置（令和4年4月）	実施済
⑪	内規の周知徹底を含めたDV事案への適切な対応	DV事案への適切な対応について改めて周知徹底を指示	実施済
⑫	支援者への適切な対応	対応窓口の統一等、各官署の運用を統一するための通知を発出	実施済

# 改善策の取組状況②

## 各改善策に係る具体的取組（実施済みであり、着実かつ継続的な実行に取り組んでいるもの）

### ○ 改善策①（「出入国在留管理の使命と心得」（仮称）の策定）

- ・ 全地方官署職員の意見を集約（計4回）、本庁職員と現場職員との意見交換（6官署で実施）
- ・ 外部有識者（第7次出入国管理政策懇談会委員）からの意見聴取  
→ これらを踏まえて、「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定（R4.1.14付策定）

### ○ 改善策②（名古屋局における組織・運用改革）

- ・ 医療体制強化  
→ 非常勤医師の増員（1名→4名）  
救急搬送・バイタル計測マニュアル策定  
新規収容者の健康診断実施 等
- ・ 被収容者の健康状態等の情報共有体制の構築  
→ 被収容者の健康状態に関する一覧表を幹部職員と関係職員に共有  
幹部職員と看護師等医療従事者との間の意見交換会の実施  
幹部職員と現場職員との間の定例会の実施 等
- ・ 看守勤務体制の強化  
→ 統括入国警備官の交代勤務による閉庁日の勤務体制の強化  
看守勤務者の勤務体制の見直しによる疲労蓄積等の防止

### ○ 改善策③（被収容者の体調等をより正確に把握するための通訳等の活用）（R3.9.30付指示）

- ・ 庁内又は外部診療時には、原則通訳を手配（緊急時など、手配が間に合わない場合、翻訳機器を活用）
- ・ 被収容者からの体調不良の訴えには、翻訳機器を活用（意思疎通困難な場合には通訳手配）

### ○ 改善策④（収容施設の性質等を踏まえた計画的で着実な医療体制の強化）

- ・ 医師3名、国際法学者1名、弁護士1名の計5名による有識者会議において、常勤医師の確保等による庁内診療体制の強化、外部医療機関との連携体制の構築・強化等を内容とする提言の取りまとめ

### ○ 改善策⑤（救急対応に係るマニュアルの整備と研修の強化）

- ・ 各官署の現場職員及び医療従事者の意見を集約し、救急対応マニュアルを作成（R4.1.27付通知）

# 改善策の取組状況③

## 各改善策に係る具体的取組（実施済みであり、着実かつ継続的な実行に取り組んでいるもの） 続

- 改善策⑥（過去の再発防止策の実施状況の点検と再徹底）
  - ・ 各官署で、過去の死亡事案における再発防止策の実施状況を点検し、適切な実践状況を確認
  - ・ 改めて、再発防止策徹底の指示（R3. 10. 26付指示）
- 改善策⑦、⑧（体調不良者等の仮放免判断に係る新たな運用指針の策定、体調不良者等の收容継続の可否を本庁がチェックする仕組み）
  - ・ 各官署の現場職員、医師及び看護師等の意見を集約し、新たな運用指針を策定（R3. 12. 28付通達）
    - 医師の所見等を基に体調不良者等と認めた者につき、本庁へ速報等の上、仮放免の許否等を判断
- 改善策⑪（内規の周知徹底を含めたDV事案への適切な対応）
  - ・ 入管庁長官から、全官署の幹部職員に対し、措置要領の周知徹底を含むDV事案への適切な対応を指示
  - ・ 全官署の事務監査を実施し、内規に基づく適切な対応を行うための体制構築などを確認
- 改善策⑫（支援者への適切な対応）
  - ・ 全官署に対する事務監査を実施し、支援者等の外部からの申入れへの適切な対応状況を確認
  - ・ 官署ごとの実情を踏まえつつ、対応窓口、対応記録の作成方法等について要領を改訂（R3. 12. 14付通達）
- 改善策⑩（本庁における情報提供窓口及び監察指導部署の設置）
  - ・ 「出入国在留監査指導室」の設置（R4. 4. 1付）
  - ・ 職員等の職務上の違法又は不適正な行為に関する情報を受け付け、事実関係の調査・必要な措置を講じる

## 各改善策に係る具体的取組（現に取組中のもの）

- 改善策⑨（被仮放免者に対する民間団体等の連携等）
  - ・ 各官署に対し、連携実績のある民間団体等の有無についてヒアリングを実施
  - ・ 連携に向けて複数の民間団体と協議中

## 改善策の取組状況④

### 調査報告書で示された改善策以外の取組

- 調査報告書で指摘された問題点・改善点について、全官署において自己点検を実施（実施済）
- 被収容者に対する健康診断を迅速化（体調不良者は入所後速やかに実施⇒全ての被収容者について入所後原則10日以内に実施）（実施済）
- 救急対応など真に必要な場合には、女性の被収容者への対応について男性職員の応援を求めるよう指示（実施済）
- 外部の医療機関を受診した際に医師から聴取すべき事項を統一（実施済）
- 被収容者が自由に使用できるよう生理用品を居室又は収容区に常備（実施済）
- 弁護士・女性相談センター等の意見も踏まえた「DV事案に係る措置要領」の改正（実施済）
- 不服申出制度における判定結果の通知において新たに判定の理由を付記（実施済）
- 各官署に対し被収容者に対する制圧方法の再点検を指示（実施済）